

令和7年5月16日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第193号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

1. 経済産業省生産動態統計調査の概要（現行計画）

【調査の目的】 鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ること

◆調査対象の範囲

- ① 鋳産物及び工業品のうち特定の品目（約1,600品目。以下「調査品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所
- ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所
又は 上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの

※ 調査目的である「鋳工業生産の動態を明らかにする」ため、原則、生産金額や出荷金額が上位の品目及び金額が小さくても行政ニーズがある品目について調査（製造品出荷額に占める調査品目のカバレッジは約80%）。調査品目は、技術革新の進展、製品の多様化及び報告者負担の軽減等を考慮して、原則、毎年見直し

※ 調査品目の選定や対象範囲等の統一的な見直し基準として、「[経済産業省生産動態統計調査における統一基準](#)」を規定

◆調査事項

- ① 製品欄：調査品目の生産、受入、消費、出荷、在庫
（一部についてはその内訳）
- ② 原材料欄：原材料の消費、在庫
- ③ 労務欄：従事者数
- ④ 生産能力・設備欄

※ 調査票は、調査品目ごとに整理された109種類の「月報」を用いる

◆報告者数

約13,000事業所

◆調査の周期・期日

毎月（提出期限：翌月15日）

◆調査系統・方法

経済産業省 － 民間事業者 － 報告者
郵送又はオンライン

◆公表の期日

- ① 速報： 調査月の翌月末
- ② 確報： 調査月の翌々月中旬
- ③ 年報： 翌年 6 月

2. 調査結果の利活用状況（主なもの）

【行政施策における利活用例】

- 産業振興施策、中小企業施策、環境・リサイクル、災害復旧対策、省エネルギー・省資源対策、貿易摩擦・通商対策の基礎資料

【景気判断・製造業の経済動向分析・経済対策等への利活用例】

- ① 鉱工業指数（I I P）作成のための基礎データ（生産・出荷・在庫指数等の作成において利用）
- ② 四半期別G D P速報（Q E）及びG D P確報作成のための基礎データ（製造業部門推計において利用）
- ③ 産業連関表（取引基本表、延長表）作成のための基礎データ

【民間分野における利活用例】

- 業界団体において当該業界の業況把握、景気判断、需要予測を行う際の基礎データ

3. 変更内容

①経済産業省生産動態統計調査の改正に係る統一基準の見直しについて

②主な変更内容（案）集計事項の変更

③その他の変更内容（案）（調査品目、調査方法の変更）

4. 「統一基準」について

※ 統一基準は平成13年策定以降、2回変更

「統一基準」は、経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に対応し、鉱工業の生産活動の動態をより適確に把握することが求められていることから、これらの変化等に対応した調査内容の見直し等を行う際の基準として、平成13年に経済産業省が策定。当時の統計審議会にて諮問され、適当であるとされた。

これ以降、この考え方に則した調査対象品目の見直しについては、諮問を要さない軽微案件として処理されている。

平成13年11月初回策定	○策定の背景 ・経済構造が大きく変化する中、業種間で調査対象品目数のばらつきが課題(旧密新粗) ・行政改革の観点から、統計調査の効率的実施・報告者負担軽減の必要性 → 統一基準を策定し、調査対象品目の業種間横並びでの統一的な見直しを図る
平成25年7月改正	○ 改正の背景 策定から10年が経過し、平成22年の統計委員会にて、見直しの必要性が指摘された → 「統一基準見直しに当たっての基本的考え方」を策定した上で、基準全体の見直し
平成27年6月改正(現行)	○ 改正の背景 平成25年の統計委員会答申において、本調査における調査対象の「裾切り」の基準について、従業員数以外項目についても考慮する仕組みの必要性が課題として提示された → 平成25年の基本的な考え方を維持しつつ、裾切基準の設定に係るポイントを明確化

現行の「統一基準」概要

調査事項：「生産」「受入」「消費」「出荷」「在庫」の基本5項目。調査品目の特性を考慮した調査事項とする

調査品目：・年間出荷額100億円未満の商品は対象外もしくは統合

・年間出荷額が1000億円以上の商品のうち、調査可能なものは品目として採用

・行政上必要な商品等は品目として採用

対象範囲：生産量、金額、従業者数等を総合的に勘案し、業界内における代表性等を考慮した範囲とする

調査票：調査品目が少ない、もしくは類似している場合には再編・統廃合

5. 今回の「統一基準」見直しの概要

- 「統一基準」の前回改正（平成27年）以降、GDPに占める鉱工業比率の低下に起因し、調査対象数、品目数が減少している。
- 現状の統一基準では、新規品目の追加への要件が厳しいため、現在の鉱工業生産活動の実態に見合った統一基準に見直し、統計精度を確保する必要がある。
- 経済産業省は、これらに対応するため、検討会で議論した上で、平成25年に定められた「統一基準見直しに当たっての基本的考え方」が現状と合致しているかを確認。その結果を踏まえ、基本的な考え方を維持しつつ、「統一基準」に関して必要な見直しを行うこととしている。

主な変更点の概要

新	旧	変更理由
年間出荷額が <u>500億円以上</u> の商品のうち、調査が可能なものは品目として採用	年間出荷額が <u>1000億円以上</u> の商品のうち、調査が可能なものは品目として採用	現在の鉱工業の生産活動の実態に見合った統一基準に見直し、統計精度を確保するため <u>なお、対象外品目の年間出荷額は、100億円で変更なし</u>
品目特性の変化に応じた品目設定等の調整を行う。 また、 <u>産業分類・生産物分類</u> の変更に対応した見直しも行う。	品目特性の変化に応じた品目設定等の調整を行う。 また、 <u>日本標準産業分類</u> の変更に対応した見直しも行う。	検討会での委員討議を経て改訂これまでの産業分類へ対応した見直しに加え、新たに設定された生産物分類に合わせた見直しも行うため

【参考】統一基準見直しに当たっての基本的考え方（概要）

- ① 精度の確保と速報性を勘案し、報告者の記入負担軽減も図りながら、調査効率の向上を図る。
- ② 調査項目・品目については、新たに把握が必要なものについては拡充し、市場規模の小さい品目等については統廃合を行う。製品欄の内訳項目（品目）については、行政ニーズ等が高いものに限定するなどの合理化を図る。
- ③ 調査対象数が多く、調査効率が低下している調査については、対象範囲の見直しを行う。

6. 主な変更内容（案）集計事項の変更

- 経済産業省は、利用者側のデータ加工等に際しての利便性を高めながら、統計作成に係る公表ミスの削減を図るため、速報、確報、年報の公表様式を統一化することを計画。
- これに関連し、調査計画における「集計事項」を以下のとおり変更

変更(案)	変更前
別表第3（1）経済産業省生産動態統計速報 品目別、生産数量（又は金額、重量、容量）・ <u>販売数量</u> （又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）	別表第3（1）経済産業省生産動態統計速報 <u>業種別・品目別</u> 、生産数量（又は金額、重量、容量）・ <u>出荷数量</u> （又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）、 <u>前月比増減率、前年同月比増減率</u>

（注）調査計画上の確報及び年報に係る集計事項は、調査品目別の調査対象月及び年間の月別生産数量等とされており、今回の公表様式の統一化により、表章の取りやめを計画している過去の年計等の数値は、参考値として公表していた。このため、調査計画においては特段の変更はない。

- 公表様式の変更適用時期（予定）
 - 速報・・・令和8年1月分（令和8年2月末公表）
 - 確報・・・令和8年1月分（令和8年3月中旬公表）
 - 年報・・・令和6年分（令和7年6月公表）

(参考) 公表様式の統一化について

現行

速報様式

確報様式

経済産業省生産動態統計（速報）						
1 鉄鋼業 Iron and steel						
品 目	単位	区 分	2024年 11月	2024年 12月	前 月 比 増減率(%)	前年同月比 増減率(%)
銑鉄	t	生 産 出 荷 在 庫				

調査票番 号	～	項目名	品目名	アイテム 名	単位名	2023 12月	2024 1月	...	2024 12月
1010		製品	製鋼用銑	生産	t				

年報様式

調査 票 番号	～	品目 名	アイ テム 名	単位 名	2020 年	...	2024 年	2022 年度	2023 年度	2024年 第1四 半期	2024年 第2四 半期	2024年 第3四 半期	2024年 第4四 半期	2024 1月	...	2024 12月
1010		製鋼 用銑	生産	t												

変更(案)



速報・確報・年報共通

調査票番号	～	品目名	アイテム名	単位名	○年 1 月	...	○年12月
1010		製鋼用銑	生産	t			

【現行の表章様式からの変更点】

- (速報様式からの変更点) ①業種別の表章を取りやめ、②鉱工業指数の品目単位から調査品目単位での表章に変更、③前月比増減率・前年同月比増減率の表章を取りやめ、④直近 2 か月分の結果を表章していたのを、表頭の項目を各年の 1 月から12月で固定し、当該月のデータが公表されるたびに様式にデータを追記する表章に変更
- (確報様式からの変更点) 調査月から遡って13か月分の結果を表章していたのを、表頭の項目を各年の 1 月から12月で固定し、当該月のデータが公表されるたびに、様式にデータを追記する表章に変更
- (年報様式からの変更点) 過去 5 年分、2 年度分、4 四半期分の合算値の表章を取りやめ

7. その他の変更内容（案）

（１）調査品目の内容変更【製品欄の変更】

令和7年11月以降に製作される総排気量0.050L以下で設計最高速度50km/hを超える原付自動車に関して、新たな排出ガス規制が適用されることに伴い、「機械器具月報（その40）自動車（戦闘用自動車を除く）」のうち、『二輪自動車（モータースクータを含む）』の調査項目について、品目の区分を見直し（2品目）

<参考>

二輪自動車の容量について、以下のとおりに見直し予定

変更(案)	変更前
気筒容積125mℓ以下のうち最高出力4kw以下	気筒容積50mℓ以下
気筒容積50mℓを超え125mℓ以下のうち最高出力4kwを超えるもの	気筒容積50mℓを超え125mℓ以下

統一基準 1 (1) ③ iv「品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」に**適合**

（２）実態に合わせた調査方法の変更

【電磁的記録による提出の廃止】

調査票の「電磁的記録による提出」については、提出の実績がないため、実態に合わせるべく削除

8. 前回答申(令和元年5月)の「今後の課題」への対応状況

前回諮問時に付された「今後の課題」のうち、「① 民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等」、「② 将来的な母集団名簿の整備について」の前段部分（調査計画への情報の追記）、及び「③ 集計事項の充実」に関しては、第168回統計委員会（令和3年9月29日開催）において対応状況を報告した結果、いずれも前回答申における指摘を踏まえた対応が実施されていると整理されたところ。

一方、引き続き検討する旨、報告していた②の後段部分（経済構造実態調査の見直し状況を踏まえた検討）の対応状況は以下のとおり。

②の後段部分 将来的な母集団名簿の整備について

また、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。

対応

【②の後段部分に関する対応】

令和6年に、全数調査である経済センサス活動調査の名簿を用いた脱漏捕捉を実施

今後は経済センサス活動調査の名簿と併せて、経済構造実態調査の名簿情報を活用した脱漏捕捉を行い、当該名簿について有用性を検証した上で、本調査の名簿整備を行う予定